

# 日本保険医学会細則

## 第1章 会 員

第1条 会員として、本会に入会を希望するものは、入会申込書の提出と第14条ならびに第15条、第16条に定める会費の納入を必要とする。ただし、法人会員、研究会員、賛助会員は入会に際し、正会員の紹介を必要とし、幹事会の承認を得なければならない。また、幹事会は、研究会員、賛助会員が2年以上会費を滞納した場合、退会したものとみなすことができる。

第2条 研究会員、賛助会員が学術集会において研究発表を行う場合には幹事会の承認を必要とする。

第3条 正会員は、役員・評議員に選出される権利をもつ。また、総会における表決権をもつ。正会員以外の会員は上記の権利および表決権をもたない。

第4条 名誉会員は評議員会において推薦され、総会の承認を得たものとする。

第5条 評議員会において選出する名誉会員の候補者は下記のものとする。

(1)会長または副会長の職にあった会員で60歳に達したものの。

(2)その他、本会において特に功績が顕著であったものの。

## 第2章 役員を選出

第6条 評議員は毎年定時総会開催月の2カ月前の末日までに、正会員の中から会長、副会長および監事の候補者として各1名を所定の推薦用紙により本会事務局に届出する。

第7条 会長、副会長および監事は第6条により届出された各候補者の上位4名について評議員会に出席した評議員により、第8条に定める方法により選出する。

第8条 会長、副会長、監事は、単記、無記名投票によって選出する。ただし、その票数が有効投票数の過半数に達しないときは、上位二者について、再投票する。

第9条 会長、副会長および監事の投票にあたっては、同年度総会時の会長が議長とし

て、議事を掌握し、同年度総会時の庶務幹事が司会進行にあたる。議長は評議員会に

出席した評議員の中から、2名の開票立合人を指名する。開票立合人は開票に立合

い、その事務を担当する。

第10条 会長は、日本医学会評議員、副会長は同学会連絡委員を兼任する。

## 第3章 評議員の選出

第11条 評議員は法人会員1につき1名、その団体に所属する正会員の中から選出する。ただし、法人会員たる団体に所属する正会員数が40名を越えるときは、さらに

1名追加することができる。

第12条 評議員の欠員により、新たに選出された評議員の任期は前任者の残余の期間とする。

第13条 各法人会員は評議員を毎年定時総会開催月の2カ月前の末日までに本会事務局に届出する。

#### 第4章 会 計

第14条 本会正会員、研究会員および賛助会員の個人会費は年額5,000円とする。  
なお、法人会員の団体に所属する会員の会費は、8月1日現在の会員数をもって算出し、翌年4月上旬の請求により5月末日までに納入する。また、個人の会員の会費は、入会と同時に納入する。

第15条 法人会員の基礎会費は、当該年度の総予算額から、法人会員として参加する時点における正会員、研究会員および賛助会員の個人会費の合計額を差引いた額（以下法人会費総額という）に評議員総数と同数値の百分率を乗じた額（基礎法人会費総額）に当該法人会員における評議員数を評議員総数で除した額を乗じた額とする。

（注1）

第16条 各法人会員の比例会費は、前条に定めた法人会費総額から、基礎法人会費総額を差引いた額に、当該法人会員に所属する正会員数を全正会員数で除した額を乗じた額とする。（注2）

#### 第5章 支 部

第17条 支部は地域会員の研修親睦等を行う。

第18条 支部会長は支部会員の互選とし、支部総会・研究会等の活動を統括する。

第19条 支部開設の際の人員の基礎条件は原則として正会員数30名以上とする。

#### 第6章 会 議

第20条 定時総会を開催しての議決・承認が困難な場合は、評議員会での議決・承認をもって定時総会での議決・承認に変えることが出来る。

第21条 評議員会を開催しての議決・承認が困難な場合は、幹事会の議決・承認をもって評議員会での議決・承認に変えることが出来る。

第22条 幹事会を開催しての議決・承認が困難な場合は、会長の判断をもって幹事会での議決・承認に変えることが出来る。

#### 付 則

1. この細則は、評議員の3分の1以上の請求により評議員会の議決を経て変更することができる。

この細則は、平成元年5月11日から実施する。

この細則は、平成13年12月17日から実施する。

この細則は、平成 20 年 9 月 11 日から実施する。  
この細則は、平成 24 年 12 月 14 日から実施する。  
この細則は、平成 26 年 9 月 12 日から実施する。  
この細則は、平成 28 年 12 月 9 日から実施する。  
この細則は、平成 30 年 9 月 14 日から実施する。  
この細則は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。  
この細則は、令和 4 年 9 月 8 日から実施する。

法人会費の算出方法は下記のとおりとなる。

(注 1)

(総予算額－正会員、研究会員、賛助会員の会費合計額) ×  
(評議員総数と同数値の百分率) = 基礎法人会費総額

(例) [評議員総数 34 名なら 34%]

基礎法人会費総額 ×  $\frac{\text{法人会員における評議員数}}{\text{評議員総数}}$  = 各法人会員の基礎会費……①

(注 2)

(法人会費総額－基礎法人会費総額) ×  $\frac{\text{当該法人会員における正会員数}}{\text{全正会員数}}$

= 各法人会員の比例会費……②

法人会員の法人会費 = ① + ②